

春は就職・進学・転勤の季節です 届出をお忘れなく

転入・転出の届出を忘れずに！

就職などにより住所を変更するときは、転入・転出等の届出が必要です。届出の際に必要な書類を事前に確認しお持ちのうえ、市民課窓口にお越しください。

転出届

下野市から他市区町村に住所を移すときに提出します。

転出先住所・転出日をご確認のうえ手続きをしてください。転出届をすると転出証明書が交付されます。この転出証明書とマイナンバーカード（またはマイナンバー通知カード）を添えて、新しい住所地で転入届を提出してください。

■お持ちいただくもの

- ・すべての方が必要なもの
本人確認書類（運転免許証・パスポート・在留カード等）、印鑑（認め印）
- ・該当する方が必要なもの
マイナンバーカード（お持ちの方）、住民基本台帳カード（お持ちの方）、委任状（代理の方が手続きするとき）、その他返納の必要があるもの（印鑑登録証、国民健康保険証など）

転居・転入届

市内での引越・他市区町村から下野市に住所を移すときに提出します。

■お持ちいただくもの

- ・すべての方が必要なもの
本人確認書類（運転免許証・パスポート等）、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、印鑑（認め印）
- ・該当する方が必要なもの
前住所地で交付された「転出証明書」（他市区町村から転入する方）、住民基本台帳カード（お持ちの方）、在留カードまたは特別永住者証（外国籍の方）、委任状（代理の方が手続きするとき）、建築確認証や検査済証明書など（新築への転入・転居をする方）

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8896

市民課窓口の土日開庁

住所異動の時期に伴い、市民課の窓口を次のとおり開庁します。お仕事の都合などで平日に手続きができない方はご利用ください。

なお、一部の業務や他市区町村・関係各課等に確認を必要とする手続きにつきましてはお取扱いきれません。内容によっては、平日再度お越しいただくこともありますのでご了承ください。

■開庁日 3月30日(土)、31日(日)
4月6日(土)、7日(日)

■開庁時間 午前8時30分～正午

■開庁場所 市役所1階市民課窓口

■取扱業務

届書の受付

転入・転出・転居・世帯変更、印鑑登録

証明書の交付
住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑登録証明書、戸籍全部証明、個人事項証明（戸籍謄本・抄本）、戸籍の附票の写し、身分証明書

※上記以外のものは平日開庁日にお手続きください。

■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8896

窓口延長業務について

市役所では、窓口の延長業務をおこなっております。どうぞご利用ください。

■日時 毎週火曜日 午後5時15分～7時
市民課（市役所1階）

■取扱業務

届書の受付

転入届、転出届、転居届、世帯変更届、印鑑登録、印鑑登録廃止等の申請、国民健康保険及び国民年金の取得・喪失、国民健康保険証の再交付、後期高齢者医療保険証の再交付、戸籍の届出（婚姻・出生・死亡等）

証明書の交付

住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明、個人事項証明（戸籍謄本・抄本）、除籍及び改製原戸籍（謄本・抄本）、戸籍の附票の写し、身分証明書、年金現況証明

その他

旅券の申請受付及び交付、マイナンバーカードの受取・更新、電子証明書の発行・更新
※上記以外の業務や他課、他の市区町村等への照会・確認が必要な業務はお取り扱いができません。

その他の課

市民課以外にも社会福祉課、高齢福祉課、こども福祉課、税務課、会計課で窓口延長業務を行っています。業務内容については各課へお問い合わせください。

■問い合わせ先 総務人事課（代表） ☎(32)8888